

平成28年度第7回土佐町農業委員会

1. 開催日時 平成28年12月28日 午前9時5分～午前9時15分
2. 開催場所 土佐町役場会議室
3. 出席委員 (13名)
高石鋈治夫・細川盛次・近藤卓士・和田勇・長野直樹・
和田正夫・川井高廣・仁井田亮一郎・伊藤弘康・西村美佐江・
伊藤正枝・澤田順一・永野博隆
4. 欠席委員 窪内康夫
5. 職務による出席者 農業委員会事務局 局長 吉村雅愛 書記 秦泉寺理恵
6. 議事日程

議案審議

第1号議案 農地法第3条による許可申請について
その他

7. 会議の次第

事務局 秦泉寺：平成28年度第7回土佐町農業委員会総会を始めたいと思います。

会長：年末の大変忙しい時ですから議事はスムーズに進めていきたいと思います。それでは平成28年度の第7回土佐町農業委員会総会を開会をします。本日の会議録署名委員の指名を行います。7番 和田正夫 委員、8番 川井委員の2名を指名致します。よろしくお願ひします。議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 秦泉寺：第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。今回は4件あります。3条の許可については町の許可になります。資料2枚目に案件の概要を記載した一覧表を付けておきますので、ご覧ください。譲渡人、XXXXXXXXXXXX、XXXXさん。譲受人、XXXXXXXXXXXX、XXXXさん。土地は高須字井林ノ北327番1、地目・現況とも畑、面積57平米。引地335番1、地目・現況とも田、317平米。井林ノ北1505番13、地目・現況とも田、246平米。同じく1505番14、地目・現況とも田、186平米。計4筆で803平米。場所は、高須の引地周辺です。1件目から3件目は資料3枚目にまとめて地番参考図を添付しています。売買による所有権移転で、売買価格は4筆で48,180円です。10アールあたりの額は、6万円です。譲受人の自宅からの通作は車で5分で、農機具も所有しています。譲受人の耕作状況は本件が許可されると12,803平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。

会長：住所が地藏寺となっていて、農地は高須で車で5分で通えるとは、自宅はどの辺ですか。

川井委員：相川の運動公園の上り口の所なので、ほぼ5分で行けます。

会長：担当の澤田委員から補足説明がありますか。

澤田委員：特にないです。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。続いて2件目の説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：2件目について説明します。譲渡人は1件目と同じく、[]さん。譲受人、[]さん。土地は高須字引地ノ本656番1、地目・現況とも田、面積213平米。同じく656番2、地目・現況とも田、673平米。同じく657番1、地目田、現況 畑、2,559平米。井林ノ北1505番10、地目・現況とも畑、92平米。計4筆で3,537平米。場所は、高須の引地周辺です。売買による所有権移転で、売買価格は4筆で22万円です。10アールあたりの額は、約62,200円です。譲受人の自宅からの通作は車で10分で、農機具も所有しています。譲受人の耕作状況は本件が許可されると7,380平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。

会長：ずいぶん安い金額のように思いますが。

事務局 秦泉寺：1反当たり6万円程度で売買のようです。

会長：担当の澤田委員から補足説明がありますか。

澤田委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。続いて3件目の説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：3件目について説明します。譲渡人は1・2件目と同じく、[]さん。譲受人、[]さん。土地は高須字引地ノ本657番4、地目・現況とも田、面積1,330平米。場所は、高須の引地周辺です。売買による所有権移転で、売買価格は8万円です。10アールあたりの額は、約60,200円です。譲受人の自宅からの通作は徒歩1分で、農機具も所有しています。譲受人の耕作状況は本件が許可されると11,330平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。

会長：担当の澤田委員から補足説明がありますか。

澤田委員：ありません。

会長：本件について質疑ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法3条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。続いて4件目の説明をお願いします。

事務局 秦泉寺：4件目について説明します。譲渡人は[]さん。譲受人、[]さん。土地は地蔵寺字シデノ内2470番1、地目・現況とも田、面積357平米。場所は、地蔵寺のガソリンスタンドの近くです。売買による所有権移転で、売買価格は10万円です。10アールあたりの額は、約280,100円です。譲受人の自宅からの通作は徒歩10分で、農機具も所有しています。譲受人の耕作状況は本件が許可されると13,117平米となります。現地確認、書類審査の結果、農地法第3条第2項各号に該当することはなく許可できる案件であると判断しております。

会長：譲受人は[]君ですが、耕作はお父さんの[]さんがするようです。相続の関係もあろう

かと思われます。先程までの単価と違ってきますが、地蔵寺でだいたい反当たり 30 万円ぐらいです。本件について他に質疑等ありませんか。

他委員：なし。

会長：ないようですので、採決を行います。本件の農地法 3 条について許可することに異議ございませんか。

他委員：異議なし。

会長：異議なしと認めます。よって本件は農業委員会として許可することに決定しました。その他の件について事務局よりお願いします。

事務局 秦泉寺：マイナンバーをお持ちの方は終了後確認しますので、お願いします。

机に来年の手帳を配布しています。身分証明については、継続の農業委員さんのみ期間を任期として作り直しています。4月からの新任の委員さんについては変更ありませんので、身分証明書を新しい手帳に入れておいてください。以上です。

会長：以上で第7回農業委員会総会を閉会します。今年も残り3日となりましたが、来年もよろしくお願いします。

土佐町農業委員会 会長

高石 義彦 夫

議事録署名委員

和 田 正 夫

議事録署名委員

川 井 利 廣